

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。政府は、先月25日から、東京都など4都府県を緊急事態宣言の対象区域とし、今月12日からは2県を、16日からは3道県を同区域に追加したところであります。また、埼玉県など7県を実施区域としていたまん延防止等重点措置につきましても、今月16日に群馬県など3県を追加いたしました。

本県では、感染の急拡大には至っていないものの、複数のクラスターが発生しており、変異株感染者の割合が高まっているなど、予断を許さない状況が続いております。

県といたしましては、今月14日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルは県版ステージ 2.5「嚴重警戒」とした上で、ステージ3「重点措置」への瀬戸際にあるとして、必要な感染防止対策を継続・強化することといたしました。

県民の皆様には、今月31日までの間、県境をまたぐ不要不急の移動を避けることや、県内の移動・外出についても慎重に判断することを要請しております。

また、事業者の皆様には、テレワークや時差出勤、ウェブ会議の活用等による人の流れを抑制する取組への御協力をお願いしておりますほか、飲食店に対しましては、感染防止対策を徹底するため、「とちまる安心認証」の取得をお願いしております。

一方、ワクチン接種につきましては、現在、市町において高齢者に

対して進められているところであり、早期の完了に向けまして、人材の確保など、市町を支援して参ります。

これ以上の感染拡大を何としても食い止めなければなりません。県民や事業者の皆様には、マスクの着用や換気、手洗い等の基本的な感染防止対策はもとより、密閉、密集、密接の徹底した回避や5人以上による飲食・飲酒の自粛等に御協力くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、去る4月17日に那須塩原市の養豚農場において発生した豚熱につきましては、今月8日に殺処分を終え、17日には防疫措置を完了したところであります。国内最大規模の発生事例でありましたが、国や市町をはじめ、農業団体等の協力を得ながら、おおむね当初の予定どおりに一連の作業を終えることができました。改めまして、御協力をいただいた関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

今後、県内で豚熱が再度発生することがないように、すべての養豚農場への立入点検を行い、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう強く指導するとともに、野生イノシシの捕獲や経口ワクチン散布の強化を図るなど、発生防止対策に全力で取り組んで参ります。

次に、今月2日の降ひょうにより、県北・県東部において、なし、ねぎ等の農作物に多大な被害が発生いたしました。被害を受けられた農家の皆様に心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、病虫害防除等の技術指導を徹底するとともに、今後、市町からの要望を踏まえ、栃木県農漁業災害対策特別措置条例を速やかに適用して参りたいと考えております。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、その他の議案1件の計2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、ワクチン接種の体制を強化するため、医師、看護師等の確保について市町を支援するほか、感染拡大の影響を受けている事業者への支援等を強化するため、先月末に国が創設した地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用し、売上の減少が大きい中小法人・個人事業者に応援一時金を支給するとともに、飲食店等が行う感染防止対策への助成を拡充するなど、緊急的に必要な対策を講じることとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、52億 4,315万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆 337億 3,807万円となります。

この財源といたしましては、国庫支出金を充てることといたしました。

第2号議案は、地方自治法第179条の規定による専決処分事項について、承認を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。